

2023年9月

お客さま各位

埼玉信用組合

インボイス制度開始に伴う規定等の改定について

平素は埼玉信用組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
この度、当組合では10月1日から開始されるインボイス制度に対等するため、規定等の改定を行いますのでお知らせします。

不明な点は、窓口にお問い合わせください。

1. 改定日

2023年10月1日（日）

2. 改定内容

取引規定の手数料について定める条項の中に、以下の項目を追記しました。

- ①当組合の登録番号
- ②手数料の額
- ③消費税率および消費税額

3. 改定規定

- (1) 「インターネットバンキング利用規定」 (基本コース・データ伝送コース)
- (2) 「貸金庫規定」 (小型・中型・大型)

インターネットバンキング利用規定（基本コース）の改定箇所

新	旧
<p style="text-align: center;">インターネットバンキング利用規定 <u>（基本コース）</u></p> <p>1. ～8 【省略】</p> <p>9. 手数料</p> <p>(1) 契約者は、本サービスの利用にあたって、申込日の属する月の翌月分から、当組合（登録番号：T4030005009377）所定の月額基本料（1,100円（税込）、消費税率10%、うち消費税額100円）を支払うものとします。</p> <p>(2) 契約者は、振込振替サービスまたはデータ伝送サービスにより振込を行う場合、当組合（登録番号：T4030005009377）所定の振込手数料（当組合本支店あて：5万円未満110円（税込）消費税率10%うち消費税額10円、5万円以上220円（税込）同10%同20円 他行あて：5万円未満220円（税込）同10%同20円、5万円以上390円（税込）同10%同35円）をその都度支払うものとします。</p> <p>(3) -省略-</p> <p>(4) <u>手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は変更日の該当月から適用します。また、変更後の手数料については別途通知書を郵送いたします。</u> また、今後、本サービスに係る諸手数料を新設あるいは改定する場合についても、当組合所定の方法により引落します。</p> <p>10. ～【省略】</p> <p style="text-align: right;">埼玉信用組合 (2023年10月1日改定)</p>	<p style="text-align: center;">インターネットバンキング利用規定</p> <p>【省略】</p> <p>9. 手数料</p> <p>(1) 契約者は、本サービスの利用にあたって、申込日の属する月の翌月分から、当組合所定の月額基本料を支払うものとします。</p> <p>(2) 契約者は、振込振替サービスまたはデータ伝送サービスにより振込を行う場合、当組合所定の振込手数料をその都度支払うものとします。</p> <p>(3) -省略-</p> <p>(4) 当組合は本サービスに係る諸手数料を契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。 また、今後、本サービスに係る諸手数料を新設あるいは改定する場合についても、当組合所定の方法により引落します。</p> <p>10. ～【省略】</p> <p style="text-align: right;">埼玉信用組合 (2018年11月1日改定)</p>

インターネットバンキング利用規定（データ伝送コース）の改定箇所

新	旧
<p style="text-align: center;">インターネットバンキング利用規定 (データ伝送コース)</p> <p>1.～8.【省略】</p> <p>9. 手数料</p> <p>(1) 契約者は、本サービスの利用にあたって、申込日の属する月の翌月分から、当組合（登録番号：T4030005009377）所定の月額基本料（3,300円（税込）、消費税率10%、うち消費税額300円）を支払うものとします。</p> <p>(2) 契約者は、振込振替サービスまたはデータ伝送サービスにより振込を行う場合、当組合（登録番号：T4030005009377）所定の振込手数料（当組合本支店あて：5万円未満110円（税込）消費税率10%うち消費税額10円、5万円以上220円（税込）同10%同20円 他行あて：5万円未満220円（税込）同10%同20円、5万円以上390円（税込）同10%同35円）、データ伝送手数料（総合振込：当組合本支店あて無料、他行あて5万円未満160円（税込）、消費税率10%、消費税額14円、5万円以上330円（税込）同10%同30円、給与賞与振込：当組合本支店あて無料、他行あて5万円未満110円（税込）、消費税率10%、うち消費税額10円、5万円以上110円（税込）同10%同10円）をその都度支払うものとします。</p> <p>(3) -省略-</p> <p>(4) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は変更日の該当月から適用します。また、変更後の手数料については別途通知書を郵送いたします。</p> <p>また、今後、本サービスに係る諸手数料を新設あるいは改定する場合についても、当組合所定の方法により引落します。</p> <p>10.～【省略】</p> <p style="text-align: right;">埼玉信用組合 (2023年10月1日改定)</p>	<p style="text-align: center;">インターネットバンキング利用規定</p> <p>1.～8.【省略】</p> <p>9. 手数料</p> <p>(1) 契約者は、本サービスの利用にあたって、申込日の属する月の翌月分から、当組合所定の月額基本料を支払うものとします。</p> <p>(2) 契約者は、振込振替サービスまたはデータ伝送サービスにより振込を行う場合、当組合所定の振込手数料をその都度支払うものとします。</p> <p>(3) -省略-</p> <p>(4) 当組合は本サービスに係る諸手数料を契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。</p> <p>また、今後、本サービスに係る諸手数料を新設あるいは改定する場合についても、当組合所定の方法により引落します。</p> <p>10.～【省略】</p> <p style="text-align: right;">埼玉信用組合 (2018年11月1日改定)</p>

貸金庫規定（小型）の改定箇所

新	旧
<p>貸金庫規定（小型） 埼玉信用組合</p> <p>1. ～2. 【省略】 3. (使用料)</p> <p>(1) 貸金庫の使用料は、当組合（登録番号：<u>T4030005009377</u>）の手数料一覧表の料率により1年分（<u>18,480円（税込）、消費税率10%、うち消費税額1,680円</u>）を前払いするものとし、毎年4月の当組合所定の日、借主が指定した預金口座から、払戻請求書または小切手等によらず払戻しの上使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。</p> <p>(2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。<u>また、変更後の使用料については別途通知書を郵送いたします。</u></p> <p>(3) -省略-</p> <p>4. ～【省略】</p> <p style="text-align: right;">(2023年10月1日改定)</p>	<p>貸金庫規定 埼玉信用組合</p> <p>1. ～2. 【省略】 3. (使用料)</p> <p>(1) 貸金庫の使用料は、当組合の手数料一覧表の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当組合所定の日、借主が指定した預金口座から、払戻請求書または小切手等によらず払戻しの上使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。</p> <p>(2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。</p> <p>(3) -省略-</p> <p>4. ～【省略】</p> <p style="text-align: right;">(2022年1月1日改定)</p>

貸金庫規定（中型）の改定箇所

新	旧
<p>貸金庫規定（中型） 埼玉信用組合</p> <p>1. ～2. 【省略】 3. (使用料)</p> <p>(1) 貸金庫の使用料は、当組合（登録番号：<u>T4030005009377</u>）の手数料一覧表の料率により1年分（<u>19,800円（税込）、消費税率10%、うち消費税額1,800円</u>）を前払いするものとし、毎年4月の当組合所定の日、借主が指定した預金口座から、払戻請求書または小切手等によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。</p> <p>(2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。<u>また、変更後の使用料については別途通知書を郵送いたします。</u></p> <p>(3) -省略-</p> <p>4. ～【省略】</p> <p style="text-align: right;">(2023年10月1日改定)</p>	<p>貸金庫規定 埼玉信用組合</p> <p>1. ～2. 【省略】 3. (使用料)</p> <p>(1) 貸金庫の使用料は、当組合の手数料一覧表の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当組合所定の日、借主が指定した預金口座から、払戻請求書または小切手等によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。</p> <p>(2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。</p> <p>(3) -省略-</p> <p>4. ～【省略】</p> <p style="text-align: right;">(2022年1月1日改定)</p>

貸金庫規定（大型）の改定箇所

新	旧
<p>貸金庫規定（大型） 埼玉信用組合</p> <p>1. ～2. 【省略】</p> <p>（1）貸金庫の使用料は、当組合（登録番号：<u>T4030005009377</u>）の手数料一覧表の料率により1年分（<u>22,440円（税込）、消費税率10%、うち消費税額2,040円</u>）を前払いするものとし、毎年4月の当組合所定の日、借主が指定した預金口座から、払戻請求書または小切手等によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。</p> <p>（2）使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。<u>また、変更後の使用料については別途通知書を郵送いたします。</u></p> <p>（3）-省略-</p> <p>4. ～【省略】</p> <p style="text-align: right;">(2023年10月1日改定)</p>	<p>貸金庫規定 埼玉信用組合</p> <p>1. ～2. 【省略】</p> <p>3. (使用料)</p> <p>（1）貸金庫の使用料は、当組合の手数料一覧表の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当組合所定の日、借主が指定した預金口座から、払戻請求書または小切手等によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。</p> <p>（2）使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。</p> <p>（3）-省略-</p> <p>4. ～【省略】</p> <p style="text-align: right;">(2022年1月1日改定)</p>